

三 印 法 典 に つ い て

石 井 米 雄

Introductory remarks on the Law of Three Seals

by

Yoneo ISHII

は じ め に

「三印法典」(กฎหมายตราสามดวง Kotmai Tra Sam Duang) とは、現ラタナコーシン王朝の創業者、プラプッタ・ヨートファ・チュラロック王ラーマ1世(1782~1809)の勅命によって、1805年に編纂された、タイ語法典を意味する。「三印法典」という名は、通称であるが、これは「正本」(ฉบับหลวง Chabap Luang)として作成された写本の各帖に(後述参照)、それぞれ3個の印章が押捺されていることによる。¹⁾

広く知られているように、アユタヤ時代の古文献、古記録は、1767年に行なわれた、ビルマ遠征軍のアユタヤ攻撃の際、その大部分が散逸してしまったものと信じられている。17世紀にタイを訪れたフランスの一法律家は、ナライ王(1657~88)当時の、タイの公法典 *Le Droit Public* について言及しているが²⁾、これらの古法典の写本も、ビルマ軍の戦火を免れなかったものと思われる。かろうじて散逸をのがれ、ラタナコーシン時代に伝えられたアユタヤ法典は、総量のわずか1/9ないし1/10にすぎなかった、という。³⁾「三印法典」は、これらの回収された古法典に基づいて編纂された法典であって、1350年から1805年までの455年間に制定・公布された雑多な法令・布告を含んでおり、アユタヤ時代からラタナコーシン初期にかけての法制史史料として、きわめて重要な意義をもつものである。⁴⁾

1) The Three Seals Law, The Law of the Three Seals, *Lois aux trois sceaux* などと訳されている。本稿では、とくに明記せぬかぎり R. Lingat 校訂本(3 Vols.)により、*KTSD* と略記する。

2) De la Loubère, p. 314.

3) พระราชกำหนดใหม่ 28. *KTSD*, Vol. 3, p. 399.

4) 三印法典にもれた、アユタヤ期の布告等を収録した文献としてはつぎのものが重要である。*กรมศิลปากร, พระราชกำหนดครั้งกรุงศรีอยุธยา Bangkok, 1964. 64 p.*

筆者はさきに、「三印法典」の一部を利用した三つの報告を発表したが⁵⁾、本稿では、「三印法典」の全体的性格について考察し、今後、この法典をより広範な形で利用する際の足がかりとしたいと思う。先学の御叱正を得ることができれば幸いである。

I 三印法典の成立

ラーマ1世王は、宗教、法律、文学などの諸分野における、アユタヤ王朝の伝統の再興者として知られている。⁶⁾ 登位後6年を経た1788年のこと、王は250名に上る僧俗の学者を動員し、5カ月にわたって三蔵經の考訂を行ない、タイの仏教興隆の基をひらいた。さらに一步進めて、紊乱したサンガの浄化に乗り出した1世王は、1801年頃までの間に、破戒僧の肅正、追放を行なうなど、タイ仏教の中核体を形成するサンガの再建のため、思い切った施策を、つぎつぎと打ち出している。思うに、1世王は、伝統的価値の担い手であるサンガの浄化と振興をはかることによって、アユタヤ滅亡以来の、混乱したタイ社会に、新しい秩序を樹立しようとしたものであろう。

こうした、一種の「精神復興運動」が一段落すると、王の関心は、しだいに国家統治の基礎である法律制度の整備へと向けられていった。この間の事情は、「三印法典」の前文の中に明瞭に述べられている。

「国王はこうお考えになった。かつて仏教界においては、僧俗の信徒がこぞって信奉する8万4千の經文が、はなはだしく混乱し、そのため、ブッダの聖なる教説を学ぶことが困難をきわめていた。そこで Phra Sangkharat, Phra Thammaudom, Phra Phuttha Kosachan を上首として、Phaya Thammapracha ら、在俗の学者もこれに加わって、三蔵經の結集を行ない、これらの經文を古注に照らして、ブッダの聖なる教説に合致するよう改めた。その結果、三蔵經は元の正しさに立ち戻り、子々孫々に至るまで、容易にブッダの教えを学ぶことができるようになった。これはまことにめでたいことである。

ひるがえって、王国の現状をみるに、そもそも、天下国家を統べ治める国王は、古の帝王の定め給うた法典をよりどころとして、臣民のあらそい事について、正しい裁きを行なうことが出来るのであるものを、いまやこれらの法典は、錯乱し、誤謬矛盾に満ちみちており、これらを、貧欲に汚れ、罪をおそれぬ輩どもが、意のままに改ざんして裁きを行なっているため、ま

5) 「タイの徭役制度の一考察—三印法典を中心として」『東南アジア研究』第6巻第1号(1968年6月) pp. 36-54. 「タイの奴隷制に関する覚え書」『東南アジア研究』第5巻第3号(1967年12月) pp. 167-180. 「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の3テキスト」『東南アジア研究』第6巻第2号(1968年9月) pp. 135-164.

6) Prince Dhani Nivat, "The reconstruction of Rama I of the Chakri Dynasty," *Journal of Siam Society (JSS)*, XLIII, 1, pp. 21-48.

ことに世に正義の行なわれぬ状況を現出している。』⁷⁾

ラーマ 1 世王をして、法の乱れを嘆かせ、当時伝承されていたいっさいの法典を徹底的に再検討しようと思ひ立たせるにいたる具体的な契機となったのは、一下級官吏の離婚をめぐるつぎのような訴えであったという。⁸⁾

王室金物師、ナイ・ブンシーの妻アムデング・ポムは、夫を相手どって離婚の訴訟を提起した。この訴訟は、判事のプラ・カセムによって審理されることになった。被告人ブンシーは、妻ポムが、ナイ・ラーチャーアット某と、不義を働いたと主張して、この離婚の訴えに異議を申し立てた。しかし、判事は、原告人ポムに加担して、被告人の供述を無視し、一方的な調書を Luk Khun⁹⁾ に送って、判定を求めた。その結果 Luk Khun は、被告人の申し立てにもかかわらず、妻に絶対離婚権を認めた条文「妻、夫を離婚せんと欲すれば、離婚することを得べし (หญิงอย่าขายหย่าได้)」に基づき、ポムの離婚の訴えを認めるべしとの判定を下した。被告人ブンシーは、この判定を不服とし、判事プラ・カセムとラーチャーアット某を相手どって訴訟を提起した。

この事件は、チャオプラヤー・タマラートの奏上によって、上聞に達した。国王は、不義を働いた妻に、夫を離婚する権利を認めた法の存在を不審に思い、Luk Khun が典拠とした法典を、「御殿」および「御文庫」に保管されていた他の 2 組の法典写本と照合したところ、そのいずれとも内容が一致したのであった。ここに至って、王は、法典の内容自体の信憑性について疑いを抱き始め、ついに、当時伝承されていたすべての法典を再吟味しようと決意するにいたる。以上が「三印法典」の前文に述べられた同法典編纂にいたるまでの事情である。

小暦 1166 年子年、陰暦 3 月、白分 1 日、木曜日 (1805 年 1 月 31 日)、ラーマ 1 世王は、4 人の書記 (alak)、4 人の学者 (ratchabandit) と 3 人のバラモン法律僧 (luk khun)、計 11 名より成る「委員会」を任命し、これに法典の改訂準備を命じた。¹⁰⁾ こうして、今日「三印法典」の名をもって知られる新法典編纂の作業が開始されることとなったのである。

新法典の編纂作業は、かなりいそいで行なわれたように思われる。その証拠のひとつとして、完成した新法典の後半約 1/3 が、まったく未整理な、各種の布告の寄せ集めにすぎない、

7) ประกาศพระราชปรารภ KTSD, Vol. 1, pp. 2-3.

8) Loc., cit.

9) 正しくは luk khun sala luang と呼ぶ。法律の解釈を司るバラモン僧のこと。luk khun の任務は、当該の訴訟事件に適用されるべき法律の条文を検索し提示することであり、その性格は advisory なものとどまった。なお伝統的なタイの司法制度における luk khun の位置づけについては Wales, 1965, p. 180 参照。

10) KTSD, Vol. 1, pp. 2-3.

という点をあげることが出来る。¹¹⁾ 後述するように、「委員会」の計画には、「互いに関連する事項をとりまとめる」という作業が含まれていた。¹²⁾ それが、このような未整理の部分を大量に残したというのは、おそらく新法典の完成をいそぐ国王の意志を反映したものと見てよいのではなかろうか。

現存の史料によるかぎり、われわれは新法典編纂の過程を詳細に後づけることはできない。¹³⁾ しかしながら、今日伝承されている写本に記された日付を手がかりにして、編纂ならびに、法典の写本が完成した時期を推定し、これから作業に要した時間を算出することは不可能ではない。

いま、かりに法典前文の冒頭にかかげられた日付、小暦1166年子年、陰暦3月、白分1日、木曜日(1805年1月31日)を、編纂作業開始の時期としよう。法典の最後に位する「新勅令」の現存の写本には、写本完成の日として小暦1167年、丑年、陰暦1月、黒分10日(1805年12月16日)と記されている。未発見の写本の存在を考慮したとしても、この日付は新法典完成時の上限と考えてよいものであろう。そこでこの日付と作業開始時との差を求めると、新法典・完成に要した時間として11カ月弱という数字が得られる。さらに既発見の写本の内、もっとも早い日付が、小暦1157年、丑年、陰暦10月、白分10日(1805年9月3日)であることから、定稿完成までに費やされた正味の時間は、この内7カ月にすぎぬことを知るであろう。¹⁴⁾ 8ツ折版22行組で正味1436ページという総量、11人の専門家が予備的に編集したテキストに逐一王自らが朱を加えるという面倒な作業手続(後述参照)を合わせ考えると、7カ月という期間は決して長いものではない。王の意図が、歴史的文献の定本作成にあるのではなく、早急に利用を迫られている実用法典の編纂にあったことを考えれば、こうした性急な作業ぶりも、うなずけるであろう。

完成した原稿は、書記が「墨」をもって(chup sen muk ชุปเส้นหมึก)3部の写本を作成し、伝統にしたがって、「御殿(hong khruang ห้องเครื่อง)」に国王の参照用として一部、「御文庫(ho luang หอหลวง)」に複写用として1部、「Luk Khun の法廷(San Luang samrap

11) กฎ ๓๖ ข้อ (36条法), พระราชบัญญัติ (勅令), พระราชกำหนดเก่า (旧勅令), พระราชกำหนดใหม่ (新勅令)など。

12) 後述 p. 161.

13) 1世王年代記の記述は、「三印法典」前文のパラフレーズにすぎず、あまり役に立たない。

(cf. พระราชพงศาวดารกรุงรัตนโกสินทร์ฉบับหอสมุดแห่งชาติ รัชกาลที่ ๑ ๗ และ รัชกาลที่ ๒ ๗

สำนักพิมพ์คลังวิทยา กรุงเทพฯ ๒๕๐๕ pp. 274-276)

14) Lingat (1), p. 290. なお、各写本の成立の時期については、Burnay (1)により、現存する全写本の各々について知ることが出来る。

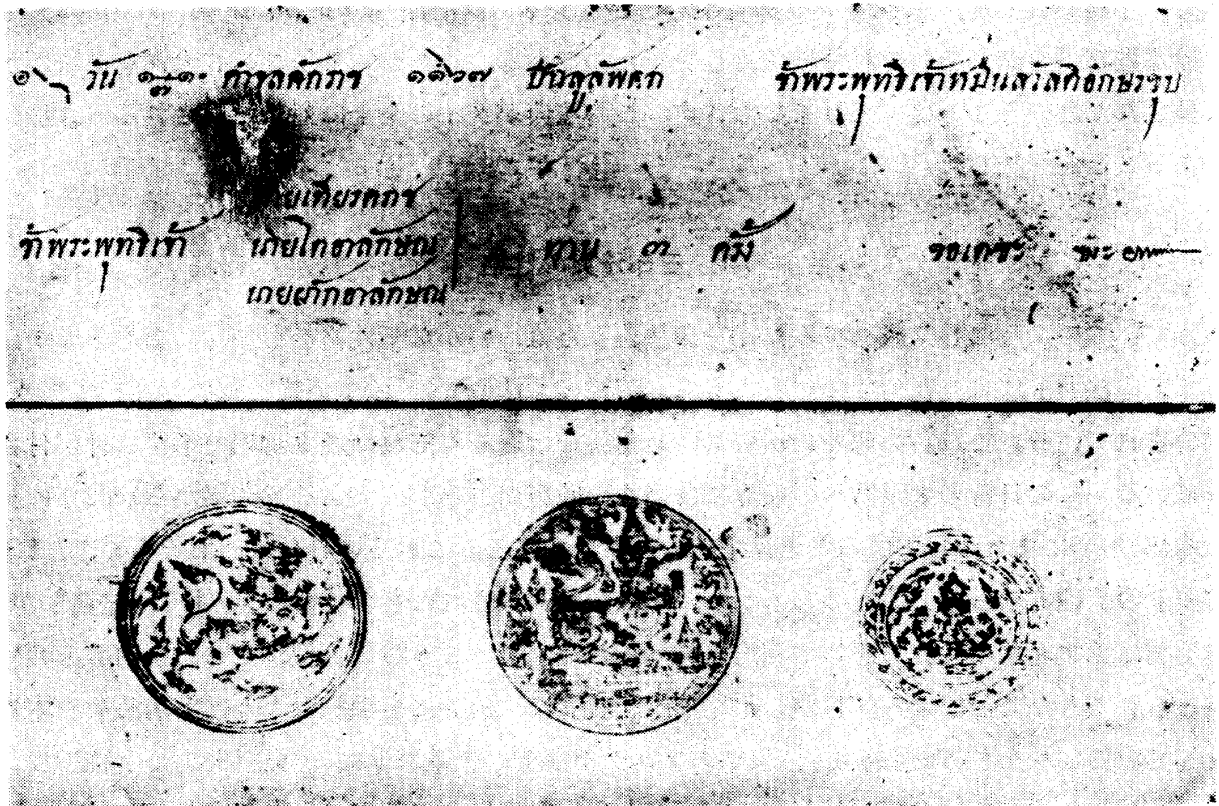


写真1 「三印法典」正本

Luk Khun สานหลวงสำหรับลูกขุน)」に裁判実務用として1部をそれぞれ保管した。¹⁵⁾ これらの写本は、Samut Thai Khao と呼ばれるタイ式の横折本 (348 mm×115 mm) である。¹⁶⁾ (写真1) これら3組の写本は「正本 (chabap luang ฉบับหลวง)」と呼ばれ、その権威のしるしとして、各帖の第2ページ目に3個の印章が押捺された。「三印法典」の名がこれに由来することは繰り返すまでもない。これら3個の印章は、左から、Phraratchasi พระราชสิทธิ์, Phrakhotchasi พระคชสิทธิ์, Buakaeo บัวแก้ว と呼ばれ、それぞれ、「民部省 (Krom Mahatthai กรมมหาดไทย)」, 「兵部省 (Krom Kalahom กรมกลาโหม)」および「港務省 (Kromatha กรมท่า)」の長官の官印であった。これらの役職が、かつてはその名の示すような機能を果たしていたものであるかどうかについては、不明な点が多く、今後の研究にまたなければならないが、少なくとも、1805年当時においては、これらの名称はすでに実質的な意味を失い、事実上タイの全土を3分して支配する頭官の名称となっていた。すなわち、首都バンコクを中心として、北方地方は「民部省」(実際にはその長官である「民部卿」, 以下同じ)、南方

15) KTSD, Vol. 1, pp. 4-5.

16) Burnay (1), p. 144.

地方は「兵部省」が、またバンコクを中心としたシャム湾沿岸 (the Bight of Bangkok) 地方は「港務省」が、それぞれ分轄統治していたのである。したがって、この3大顯官の官印が押捺されたということは、とりもなおさず、この法典がタイの全土に対し適用されるべき法律であることを意味した。¹⁷⁾

II 三印法典の性格

さて、このようにして成立をみた「三印法典」とは、いかなる性格をもつものであろうか。

「三印法典」には、後節でのべるように、27篇の「法令」、「法令集成」ないし「布告集成」が含まれている。これらの個々の法令ないし布告には、それぞれの成立時期を示す日付が付されている。この日付の太陽暦への換算には多くの問題があるが、およそ1350年から1805年に及ぶ約450年間にまたがっていることは上述のとおりである。これらの日付は、おそらく、「三印法典」の基礎となった旧法典の写本から、そのまま転写されたものであろう。「三印法典」が、無批判に「アユタヤ法典」として利用されてきた理由も、こうした日付がそのまま内容と共に信じられてきたことによる。しかし、「三印法典」は、前節にも触れたように実用法典を本旨として編纂されたものであって、伝承のアユタヤ法典のテキストに、史料批判の手續を加えて、精鍊した定本ではない。したがって、たとえ古い日付が、そのまま保存されていたとしても、われわれは、その法律なり布告なりの内容を、そのまま成立当時のものとする訳にはいかない。まして前文の記述の中に、明瞭に「訂正する (chamra datplaeng)」という言葉があればなおさらのことである (後述)。それにもかかわらず、アユタヤ期にかんする今日の貧弱なタイ語史料の存在状況は、「三印法典」を無価値なものとして単純にしりぞけることを許さない。われわれは、「三印法典」の不備を十分承知しながらも、これがアユタヤ史料としてどこまで利用しうるかについて、その限界を見きわめる努力を怠ってはならないのである。

「三印法典」の性格を規定するための最も基本的な手續は、法典編纂の手續を知ることであろう。幸い「三印法典」の前文には、編纂の手續を具体的に示す文言があるので、以下該当する部分を抽出して、逐一検討を加えてみたい。¹⁸⁾

(a) ข้าราชการกำหนดบรรณพระไอยการอันมีอยู่ในหอหลวงตั้งแต่พระบรมมหาราชวัง

「御文庫所蔵の法典を、Phrathammasat から始めて、(順次に) 考訂 (chamra) する。」

「委員会」が用いた法典のテキストは「御文庫」所蔵の写本であった。¹⁹⁾ 「御殿」および「luk khun の法廷」にも保管されていたと考えられる、他の2組の写本と「御文庫本」との照合が行なわれたかどうかについては言及されていない。

17) Lingat (1), p. 289 n.

18) *Ibid.*, p. 286. *KTSD*, Vol. 1, p. 4.

19) 以下「御文庫本旧法典」と略称する。

われわれは、「御文庫本旧法典」の成立の事情について、まったく知るところがない。「新勅令」28には、「都アユタヤが、憎き敵ビルマの手におちたとき、もろもろの法典は四散して、わずかにその 1/9, 1/10 を余すのみとなった。(ครั้นกรุงศรีอยุธยาเสียแก่أيพม่ามาครั้ง พะระมมสารราชสาตบพระอาการ กระจัดกระจาย หายเก้ส่วนลึบส่วนม้อยู่สักส่วนหนึ่ง)」²⁰⁾ とあるが、この文言から、「御文庫本旧法典」の成立についてつぎのような推定を行なうことができるであろう。(図1)

(1) 「御文庫本旧法典」は、アユタヤ法典の 1/10 ないし 1/9 の状態のみを反映する。
あるいは、

(2) 「御文庫本旧法典」は、アユタヤ法典の 1/10 ないし 1/9 に相当する量の伝承写本に、アユタヤ朝の廷臣たちの記憶に基づいて再構した「アユタヤ法典」を加えて成立したものである。

いずれの場合も、「御文庫本旧法典」自体が、アユタヤ法典のきわめて貧弱な反映でしかないことは明瞭であろう。この点は、必然的に、アユタヤ史料としての「三印法典」の性格を限定している。

(b) ไปให้ถูกถ้วนตามบาฬีและเนื้อความให้ผิดเพี้ยนซ้ำกันได้จัดเป็นหมวด

『パーリ聖典』と『内容』とに合致するよう、誤謬と矛盾をとり除き、たがいに関連し合う事項をひとまとめにする。」

Lingat も指摘しているように²¹⁾、「委員会」の任務は、さきに行なわれた「三蔵経」の結集の場合のような、諸写本の校合による校定本の作成にあるのではなかった。「委員会」に期待された作業は、テキストの解釈を困難にしている諸矛盾を除き去ることであった。次項にのべるように、テキストの「誤謬」を訂正する最終的権限は、国王のために留保されていたのであるから、「委員会」が実際に行なったのは、誤謬ないし矛盾の存在を、明確な形で国王に提示することにあつたと考えてよいのであろう。「たがいに関連し合う事項をひとまとめにする」という作業も、このような趣旨によるものであろう。

(c) แล้วทรงชำระคัดแปลงซึ่งบทอนวิปลาดนั้นให้ชอบโดยยุติธรรม

「ついで(国王は)、誤った部分を、正義にかなうよう、訂正し給うた。」

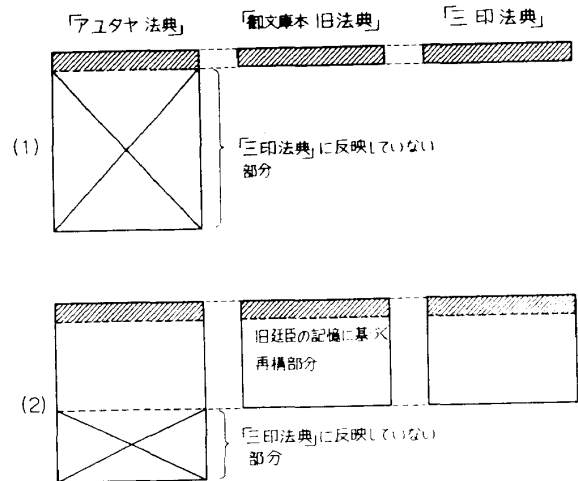


図1 失われたアユタヤ法典と「三印法典」の関係を示す概念図

20) 注3) 参照。

21) Lingat (1), p. 287.

“ชำระ chamra”とは「問題を検討して可否を判断すること (พิจารณาตัดสินคดี)」²²⁾，“ดัดแปลง datplaeng”とは「ふさわしい形に改めること (แก้ไขเปลี่ยนแปลงให้เหมาะสม)」²³⁾である。したがって、上記の訳は、厳密には、「テキストの不審な部分が、誤りであるかどうかを検討し、これが誤りであると判断したならば、正義に照らしてふさわしいよう、これを改める」ということになる。

さて、ここで価値判断の基準とされた「正義」とは、いかなる内容をもつものであろうか。ラーマ1世王と、同時代のタイ人にとって、「正義 (yuttitham)」とは、「慣習 (thamniam-prapheni)」の同意語であり、両者は不可分の関係にあった。²⁴⁾ ラーマ1世王は即位の時31才。天下の統一をめざして戦いに明け暮れたタークシン王の治世の後をうけて、王位についた彼に課せられた第一の使命は、平和的秩序の回復であり、その維持であった。アユタヤ末期から、トンブリ朝にかけて、戦乱のうちにあわただしい歳月が流れたが、そのかなたには、アユタヤ王朝400年の文化が、再生の日を望んで静かに息づいていた。1世王にとって、復活されるべきものは、アユタヤの遺産であり、理想化されたアユタヤ的価値であった。したがって、もし「慣習」が「正義」である、という等式が成り立つとすれば、その慣習とは、とりもなおさず美化されたアユタヤ朝のそれであり、誤謬とは、アユタヤ的伝統からの離反を指すものであったと考えられる。王が法の「誤謬と矛盾」とを訂正しようとしたとき、その姿勢は革新者のそれではなく、復古者の姿勢であった。この点は、アユタヤ史料としての「三印法典」が被った変改にひとつの方向づけを与えるものであるといえよう。

(d) ด้วยพระไทยทรงพระมหากรุณาคุณจะให้ป็นประโยชน์แก่กระษัตริย์จะดำรงแผ่นดินไป ในภายหน้า

「これらは、ゆくさき、この王国を統治すべき諸王にとって、役立つようにとの大御心に出るものである。」

本法典の編纂に向かうラーマ1世王のひいでて実践的姿勢は、この一節の中に明瞭にあらわれている。そして、われわれは、前文の末尾に見えるつぎの一節によって、この法典のみが、今後、治者の依拠すべき唯一の法典とされたことを知るのである。

「およそ luk khun たる者、(こののち) 三印のしるしなき (法典を見ることあるとも)、ゆめこれを信じ、用うることなかるべし」

22) พจนานุกรมฉบับราชบัณฑิตยสถาน พ.ศ. ๒๕๕๓ p. 337 r.

23) Ibid., p. 365 l.

24) Lingat (2), p. 26.

(ลูกขุนทั้งปวงไม่เห็นปัดตรา พระราชสีห์ พระคชสีห์ บัวแก้ว สามดวงนี้ใช่ อย่าให้เชื่อฟัง เอาเป็นอันขาดทีเดียว)²⁵⁾

III 三印法典の構成と内容

「三印法典」の3組の写本は、その後、全く不可解な理由から散逸してしまう。これがふたたび、不完全ながら、その全貌をあらわしたのは、ようやく今世紀の初頭になってからのことであった。1908年、一民間人の手によって、「三印法典」の正本2帖が当時の Vajirañāṇa 図書館に将来されたことがきっかけとなって、「三印法典」の存在は急激に世の注目を集め、積極的な回収策が推進された結果、合わせて79帖の正本が発見されるに至った。これらの79帖を照合したところ、1805年に完成をみた3組の「三印法典」は、それぞれが、41帖から成っていたことが判明した。²⁶⁾

その後、これらの「正本」の作成にたずさわった書記と、同一のグループの手になるところの第4の写本17帖が発見された。この第4の写本は、3印が押捺されていないこと、「正本」では3名となっている校正者の数が、1名少ない2名である、という点をのぞけば、あとは完全に「正本」と一致することがわかった。この写本を「副本 (ฉบับรองทรง chabap rong song)」と呼ぶ。副本はわずか17帖しか発見されなかったが、この中には、既発見の「正本」に欠けている「賠償金定率法 (พระไอยการ กรมศักดิ์ Phra Ayakan Kromasak)」と「奴隸法 (ลักษณะทาส Lakṣana That)」の2編を含んでいたため、きわめて重要な発見となった。すなわち、この副本の発見によって、われわれの前に、1805年に編纂された「三印法典」の原本が、ほぼ完全な形で姿を現わしたのである。

こうして回収された「三印法典」は、つぎのような内容をもつ。²⁷⁾

1. Phra Thammasat พระธรรมสาตร	1	7. Sakdina Phonlaruan ศักดินาพลเรือน	
2. Inthaphat อินทภาษ	1	8. Sakdina Thahan Huamuang ศักดินาทหารหัวเมือง	1
3. Phra Thammanun พระธรรมนุญ	1	9. Lakṣana Kuni ลักษณะกุนี	1
4. Lakṣana Wiwat ลักษณะวิวัต	1	10. Lakṣana Phua Mia ลักษณะผัวเมีย	2
5. Lakṣana Rapfong ลักษณะรับฟ้อง	1	11. Lakṣana Chon ลักษณะโจร	2
6. Kromasak กรมศักดิ์	1		

25) KTSD, Vol. 1, p. 5.

26) したがって総冊数は123帖となるが、残余の44帖は、今日もなお発見されていないようである。

27) Burnay (1), pp. 138-139 n.

12. Laksana Lakpha (Munlakhadi Wiwat) ลักษณะลักภา (มุลคหีวาท)	1	21. Laksana Phisut Damnam Luiphloeng ลักษณะพิสุทธดำน้ำลุยเพลิง	1
13. Laksana That ลักษณะทาท	1	22. Kot Monthianban กฎมณฑิยบาล	2
14. Laksana Betset ลักษณะเบ็ดเส็จ	1	23. Kotmai Phrasong กฎหมายพระสงฆ์	2
15. Laksana Phayan ลักษณะพยาน	1	24. Laksana Aya Luang (Laksana Aya Rat) ลักษณะอาญาหลวง	
16. Laksana Moradok ลักษณะมรรฎก	1	(ลักษณะอาญาราชฎ)	2
17. Tralakan ตระลาการ	1	25. Laksana Khabotsuk ลักษณะขบถศึก	2
18. Utthon อทธร	1	26. Phraratcha Kamnot Kao พระราชกำหนดเก่า	5
19. Kot Samsip-hok Kho กฎสามสิบหกข้อ	1	27. Phraratcha Kamnot Mai พระราชกำหนดใหม่	5
20. Phraratcha Ban-yat พระราชบัญญัติ	1	計	41

これらの各々について、以下に簡単な解題を行ないたい。²⁸⁾

1. *Phra Thammasat*

本書は、つぎの *Inthaphat* と共に、自余の25編とは異なったカテゴリーをなすものであって、何らかの制裁規程を伴うところの、いわゆるKotmai (法律) の範疇には入らない。

その内容は、つぎのとおりである。

- a) Phrathammasat の由来
- b) 裁判官にかんする24の事項
- c) Mulakhadi (訴訟の主原因)
 - i) 裁判官のための10項目
 - ii) 訴訟の当事者のための29項目
- d) Sakhakhadi (訴訟の副原因)

b) — d) は、法典の分類原理を示したものであって、伝統的法体系の要に位すべきものである。²⁹⁾

2. *Inthaphat*

直訳すれば「インドラの言葉」。裁判官の心得書。

28) 三印法典の解題としては、つぎのものが便利である。

พระยานิติศาสตร์ไพศาลย์ ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (คำสอนชั้นปริญญาตรี พ.ศ. 2501-02)

กรุงเทพฯ 2502

29) Lingat は、この分類表に「三印法典」の各冊との対応を試みている。cf. Lingat (2), pp. 69-70.

3. *Phra Thammanun*

2部より成る。第1部は裁判手続に関する事項を取り扱い、第2部では、各種の官印とその用途について解説している。

4. *Laksana Wiwat*

争論，暴行に関する規程。

5. *Laksana Rapfong*

告訴の受理に関する規程。

6. *Kromasak*

Phromasak とも言う。賠償金の定率を定めた規程。

7. *Sakdina Phonlaruan*

より正しくは Phraayakan Tamnaeng Na Phonlaruan. 「民部」に属する者のサクディナを定めたもの。つぎの8. と対をなす。

8. *Sakdina Thahan Huamuang*

「兵部」に属する者，および諸地方の官吏のサクディナを定めたもの。

9. *Laksana Kuni*

金銭の貸借に関する規程。

10. *Laksana Phua Mia*

婚姻に関する規程。

11. *Laksana Chon*

窃盗罪に関する規程。

12. *Laksana Lakpha*

Phraayakan Laksana Lakpha Luk Mia Phukhon Than すなわち，他人の子女，妻，奴隸等の誘拐罪に関する規程。「正本」には，余白に Mulakhadi Wiwat が書き加えられている。³⁰⁾

13. *Laksana That*

奴隸一主として Sin thai 奴隸と子奴隸³¹⁾に関する規程。

14. *Laksana Betset*

訳せば「雑律」。つぎの12項目に関する規程を含む。

a) 田地・畑地

b) 宅地・suan³²⁾

30) Burnay (1), p. 43.

31) Sin thai 奴隸，子奴隸の定義については拙稿「タイの奴隸制に関する覚え書」『東南アジア研究』第5巻第3号(1967年12月)参照。

32) 果樹園，野菜園などを意味し，na(水田)，rai(陸田，畑地)に対立する概念。

- c) 不当利得および質
- d) 典売
- e) 賃貸借
- f) 雇用
- g) 売買ほか
- h) 不法行為
- i) 贈与ほか
- j) とばく行為
- k) 雑
- l) 各種の鬼類

15. *Laksana Phayan*

証人の資格等にかんする規程。

16. *Laksana Moradok*

相続に関する規程。

17. *Tralakan*

Tralakan すなわち裁判官と裁判の手續に関する規程。

18. *Utthon*

上訴に関する規程。

19. *Kot Samsip-hok (36) Kho*

訳せば「36条法」。

20. *Phraratcha Ban-yat*

訳せば「勅令」。22の各種の勅令を含む。

21. *Laksana Phisut Damnam Luiphloeng*

各種の“神判”に関する規程。

22. *Kot Monthianban*

王室典範。

23. *Kotmai Phrasong*

サンガに関する布告。

24. *Laksana Aya Luang—Laksana Aya Rat*

政府に対する犯罪，私人に対する犯罪に関する規程。

25. *Laksana Khabotsuk*

謀反に関する罪の規程。

26. *Phraratcha Kamnot Kao*

訳せば「旧勅令」。アユタヤ時代の勅令64編，トンブリ時代の勅令1編を含む。

27. *Phraratcha Kamnot Mai*

訳せば「新勅令」。ラーマ1世の勅令45編を含む。

IV 三印法典利用上の問題点

「三印法典」は、タイ法制史史料としてのみならず、広く、アユタヤ朝の社会経済史、言語史等を志す学徒にとっても、豊富な材料を提供しうる貴重な文献であるが、前述したような成立の事情からして、これを無批判に利用することは許されない。「三印法典」という形での成立が、1805年であることについては、「正本」そのものの発見によって、もはや疑う余地はないが、その内容がいつの時代を、どの程度に反映すると見るべきかについては、諸家の間で意見が一致していない。³³⁾ この問題については、今後の考究にまたねばなるまい。ここでは、「法典」の利用にあたって留意すべき若干の問題点を記すにとどめたい。

1. 年代について

「三印法典」に収録されている、各種の法令、布告には、冒頭あるいは末尾に日付が記載されているのが普通である。おそらくこの日付は、「御文庫本旧法典」所載のものをそのまま転写したものであろう。これらの日付について、いま月日の問題をひとまずおき、年代のみに限定して考えてみると、つぎの3種の場合をあげることが出来る。すなわち、(1)「仏暦」であることが明示されている場合、(例、Laksana Aya Luang, 仏暦1895年)、(2)「小暦」であることが明示されている場合(例、Kotmai Phrasong, 小暦1144)、(3)いずれとも明示されていない場合。

(1)、(2)については問題はないが、(3)については、まず依拠した暦法を決定することが必要である。ダムロン親王の「タイ法典考」は、「三印法典」所収の法令、布告の年代決定に

33) たとえば Robert Lingat は、Par conséquent, alors même que la date du préambule renseignerait avec quelque sûreté sur l'année de la confection de la loi, on resterait dans l'incertitude sur le contenu primitif du texte. Il est donc prudent, de toute manière, de considérer l'oeuvre de 1805 comme représentant simplement l'état du droit à cette époque. (R. Lingat, *L'esclavage privé dans le vieux droit siamois*. Paris, 1931. p. 16) と述べ、「三印法典」の史料価値を、むしろラーマI世史料に限定しようとする。これに対し、これまでのタイの多くの学者は、全く史料批判の手続を踏まず、無批判に、アユタヤ史料として、この法典を利用している。(例えば Khchon Sukhaphanit の「プライ身分」*ขจร สุขพานิช ฐานันดรไพร่* Bangkok, 1962.) また H.G. Quaritch Wales は、ボロマトライロカナート王以前の年代をすべて退けている。(Wales, 1965. p. 172) 個々の法令の年代を決定し、ついで竄入、改変等を科学的な史料批判の手続にしたがって吟味し、「三印法典」を何とかアユタヤ史料として利用しようとする試みが、ようやく最近に至って現われ始めている。(David K. Wyatt, "The 'Kata Mandiarapala and Malacca'," *Journal of Siam Society*, LV, Pt. 2, pp. 282 ff., Akin Rabibhadana, 1968. など)

かんする先駆的業績として著名であるが、この論文の中で親王は、依拠された暦法として (a) 仏暦 (Phuttha Sakkharat) (b) 小暦 (Chunla Sakkharat) (c) 大暦 (Maha Sakkharat) (d) 法律暦 (Sakkharat Kotmai)³⁴⁾ の四つの可能性をあげている。

ダムロン親王の説は、その後、多くの学者によって受け入れられて来たが、1963年、Phiphat Sukkhathi は、「チュラマニ暦」と題する論文の中で、このダムロン親王の説を批判して注目を浴びた。³⁵⁾ Phiphat は、まず、親王の提唱した「法律暦」が、「チュラマニ暦」と呼ばれるべきことを論証し、親王によって「法律暦」とされたもののみならず、親王が「大暦」であると考えた年代が、すべて「チュラマニ暦」であると主張した。Phiphat 説によれば、これまでの定説となっていた年代のいくつかを約 100 年も引き下げることになるが、Phiphat の決定した年代は、併記されている 12 支 (Naksat) とともに完全に一致する等、説得力に富み、これを支持する学者の数は次第にふえつつある。

「三印法典」にあらわれた年代には、明らかに誤写と推定されるものを含め、未決定のもの若干のこされているが、これらについては Phiphat の試案が提出されており³⁶⁾、また最近では、David K. Wyatt により新たなダムロン説の批判が行なわれている。³⁷⁾

2. 竄入・改変について

既述のとおり、「三印法典」は、その編纂の目的が、「ゆくさき、この王国を統治すべき諸王にとって、役立」たせるための実用法典の作成にあった以上、底本となった「御文庫本旧法典」に、当時の実情に合致するような改変、挿入が行なわれたことは当然予想されるところである。³⁸⁾ これらの吟味は、今後それぞれの法令について逐一精密に行なわれなければならないが、ここでは若干の事例をあげて問題の所在を示しておきたい。

1) 竄入の例

Phrathammanun 19 には、Chaophraya Chakri 所管の諸国の表が掲げられている。³⁹⁾ 本テキストに付された年代は、1555 年亥年であるが、これはチュラマニ暦 1555 年と考えられ、西暦に換算すれば 1743 年亥年、したがって本法はポロマコート王の治世の成立と推定される。

ところでここに掲げられた諸国のリストの中には Krung Kao が含まれているが、この語は、直訳すれば「旧都」であって、トンブリ朝以降、旧都アユタヤを指すのに用いられるようになったものであるから、おそらくは写本作成の過程においてまぎれこんだものであろう。

34) 「法律暦」とは、ダムロン親王が、前者三つの暦法のいずれにも該当しないと推定された、未詳の暦法をこう仮称したものである。

35) Phiphat (1) 本論文はすべての「法典」利用者にとって必読の文献である。

36) *Ibid.* pp. 55-56.

37) Wyatt, *op. cit.*

38) 「御文庫本旧法典」自体における竄入、改変も当然考えられる。

39) *KTSD*, Vol. 1, p. 142. 拙稿「アユタヤ王朝の統治範囲を示す『三印法典』中の 3 テキスト」『東南アジア研究』第 6 巻第 2 号 pp. 59-65.

2) 改変の例

Sakdina Phonlarūan や Sakdina Thahan Huamūang には、多くの官職名が、位階、欽賜名と共に記載されている。これらの中で、位階が Chao Phraya とされているものが多く見られるが、これはおそらく後世その官職をもつ者に、Chao Phraya の位階が与えられるようになった状況に適応するようになされた改変であって、原テキスト成立当時は、多分 Phra にすぎなかったものと推定される。⁴⁰⁾

3) 付加の例

Sakdina Thahan Huamūang の成立は 1466 年と考えられるが⁴¹⁾、ここに記載された krom の名称中たとえば Krom Asa Jipun (日本人志願兵隊) などは、史実に徴して、後世の付加であることは明瞭である。

V 三印法典刊行史

1908年、「三印法典」正本が発見される以前から、同法典の存在はひろく知られていた。「三印法典」を刊行して、世にひろめようとの努力が、はじめて行なわれたのは、遠くラーマⅢ世の治世にさかのぼる。当時の新知識の一人として、西洋の印刷技術のタイへの導入に深い興味をいだいていた Nai Mot Amatayakun นาย ไหมด อมาตยกุล (のちの Phraya Krasap พระยากระสาป) は、三印法典の写本 1 組を入手して⁴²⁾、これを 2 冊に印刷して出版しようとした。ところがこの企てを知った時の国王ラーマⅢ世は、すでに発売されていた第 1 巻をことごとく没収するよう命じ、これをすべて焼却せしめた。「焚書」の厄をまぬがれた Nai Mot 本がどれほどあったかについては、全く不明であるが、今日もバンコクの国立図書館 (The National Library, Tha Wa Sukri) に、その 1 本が保管されている。第 2 巻は、公にはされなかったが、すでに印刷を完了していたもののようである。⁴³⁾

Nai Mot の「三印法典」刊行の計画は、つぎのラーマⅣ世王の時代となってから、長老派の一宣教師の手によって実現を見ることとなった。ブラドレー博士 (The Rev. Dan Beach Bradley M.D.) といえば、タイ人にとっては、種痘の紹介者として、宣教師としてよりも、むしろ医者として親しまれていたが — タイ人は同博士を Mo Bratle (ブラドレ医師) と呼ぶ — 同時に思い起こすのは、博士が 1839 年バンコク・ヤイ運河のほとりに開設した印刷所のことである。タイ国政府が作成した最初の印刷物「阿片禁止の布告」9,000 部が印刷されたのはこのブラ

40) Akin (1968), p. 231.

41) 前掲拙稿 p. 55.

42) Nai Mot 本の底本となった写本がどのようなものであったか、それがどのような事情で Nai Mot の手に入ったか等の事情については不明である。

43) Burnay (1), p. 154 n.

ドレー博士の印刷所であった。⁴⁴⁾ 1862年、同博士は、Nai Mot 本に基づいて「タイ国法律集」第1巻を出版、つづいて翌1863年に、第2巻を上梓した。この2冊本が、後述する Lingat 校訂本が1938年に世に現われるまで、70年以上にわたり、広く利用されたところの「ブラドレー法典 (*Kotmai Mo Brattle or Kotmai chabap Mo Brattle*)」である。⁴⁵⁾ ブラドレー博士のこの2冊本の法典は、その後に出版された、すくなくとも3種の刊本の底本となった。そのひとつは、1895年、ルアング・ダムロン・タマサーン Luang Damrong Thammasan หลวงดำรงธรรมสาร (ม.) によって編纂された「新・旧法律集成」2巻である。これは、ブラドレー本の内容に、現行の諸法令を加え、これらを項目別に再編成しており、法律実務家の便をはかって編集されたものである。

1910年には、タイ近代法の父といわれるラーブリ親王 (Prince Rabi กรมหมื่น ราชบุรีดิเรกฤทธิ์) がすぐれた脚注を加えた、いわゆる「ラーブリ法典」2巻が上梓された。1935年、Sathien Lailak ร.ต.ท. เสถียร ลายลักษณ์ らが、「年次法律集成」⁴⁶⁾ を編纂したとき、その冒頭においたのも、「ブラドレー法典」であった。

「三印法典」正本および副本の発見があったのちも、これらを学問的に研究した業績はほとんど現われなかった。ようやく、1928年にいたって、フランス人 Jean Burnay が、「相続法 Laksana Moradok」の校定本を、「法典」の前文とともに *Journal of Siam Society* 誌上に発表した。さらに翌1929年から4回にわたり、同誌上に “Inventaire des manuscrits juridiques siamois dit ฉบับหลวง et ฉบับรองทรง รัชกาลที่ 1” を連載して、「三印法典」の正本および副本の目録を完成した。また1930年には Robert Lingat とともに、「雑律 (Laksana Betset)」の校定本を公にしている。

こうした、外国人法制史家による「三印法典」研究の機運は、当然のことながら、タイ人学者にも反映した。のちにタイ国立憲革命のイデオログとなった Pridi Phanomyong こと Luang Pradit Manutham は、かれが1931年に編纂した「タイ国法律集成 (Prachum Kotmai Thai)」の第1部に、*Phra Thammasat* ほか、9編を「三印法典」正本の影印本の形で加えている。この本は、評者 Burnay が “Ce livre n'est pas beau. ... il faut de bons yeaux, parfois une bonne loupe.” と言っているように、印刷技術は劣っているが、多くの研究者に「正本」に直接触れる機会を与えたという点で高く評価されよう。翌31年に、王立翰林院の手で

44) Kenneth E. Wells, *History of protestant work in Thailand, 1828-1958*. Bangkok, 1958, p. 14.

45) Lingat (2), p. 31. 初版本は未見。筆者は、さきに、第10版の記述に基づき、小暦1135年(1873)を、ブラドレー博士本の出版年としてあげたことがあるが(前出拙稿「タイの奴隷制に関する覚え書」p. 178), Lingat にしたがって1862と訂正したい。最近、筆者は、Michigan 大学の W. Gedney Collection から、小暦1229年(1867)版の microfilm copy の恵贈を受けた。

46) *Prachum Kotmai Pracham Sok* (一般に PKPS と略す)

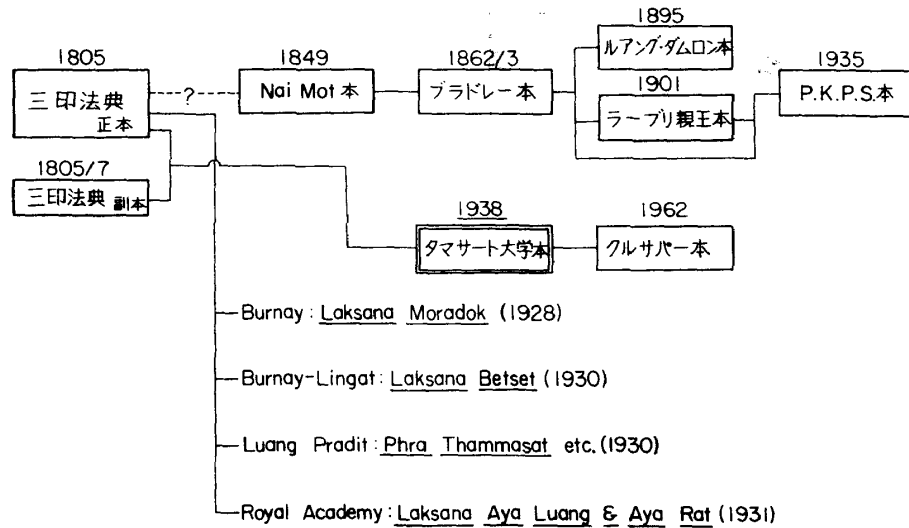


図2 三印法典刊行の沿革

Laksana Aya Luang と *Laksana Aya Rat* の校訂本が刊行されたというのも、こうした一連の動きと無関係ではなかろう。

1938年、Jean Burnay と Robert Lingat という2人のフランス人学者の10年を越える努力は、ついに「三印法典」全文の校訂本完成として結実した。これが、タマサート大学本ないし Lingat 校定本として、今日最も権威ある「三印法典」の刊本とされているものである。絶版となって久しかった本書は、1962年、5冊の廉価普及版として、クルサパーから再刊され、今日容易に利用できるようになっている。

以下に、上述した各種の刊本を列挙し、これに簡単な解題を加えて、本稿のむすびとしたい。

(1) ブラドレー本：

ตีพิมพ์ครั้งแรก, หนังสือเรื่องกฎหมายเมืองไทย กรุงเทพฯ 2 Vols.

Vol. 1: 495 p., Vol. 2: 513 p. 初版は第1巻が1862年、第2巻が1863年。もっともひろく目にふれるのは1896年の第10版。本書は、「三印法典」以外に、ラーマ三世時代の新法 *Laksana Chon Ha Sen* ลักษณะโจรห้าเส้น を加えている。(写真2)

(2) ルアング・ダムロン本

หลวงดำรง ธรรมสาร (มี) ผู้พิพากษาศาลพระราชนิเวศน์, กฎหมาย หมายประกาศพระราชบัญญัติแก้ไขปรับปรุงกฎหมายในบัดนี้ กรุงเทพฯ, 1895. 2 Vols.

Vol. 1: 45+618 p. Vol. 2: 43+573 p. この長たらしい題目を直訳すれば、「現在用いられている新・旧の法律、布告、勅令」となる。各巻の巻頭に加えられた内容目次は、各条文の内容を簡潔に示しており、検索上はなほだ便利である。写真では第2版ラタナコーシン暦116

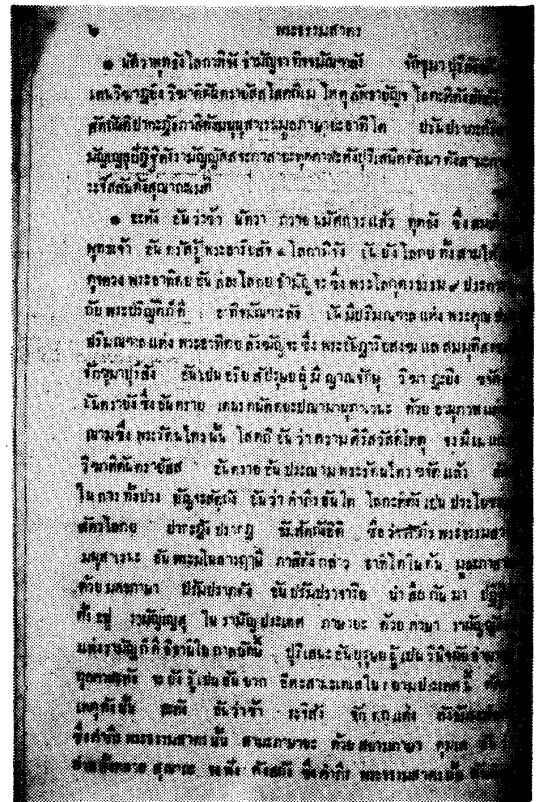
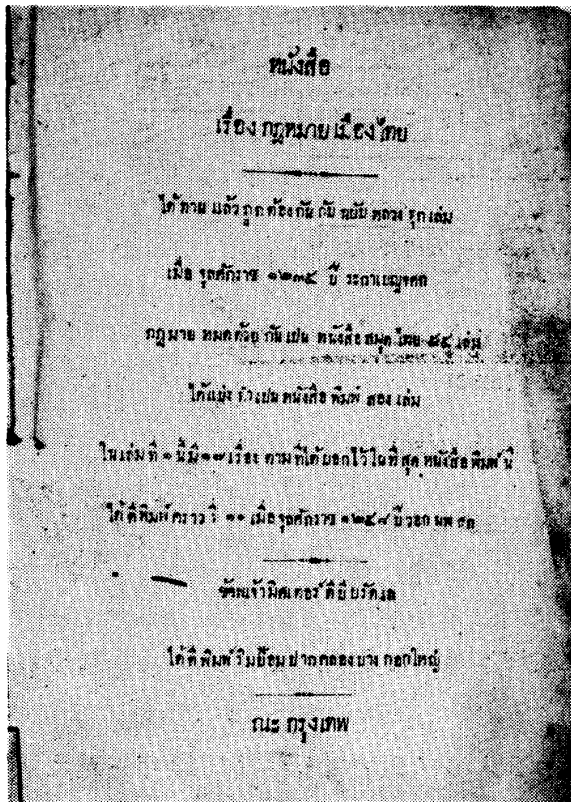


写真2 ブラドレー本の表紙と本文

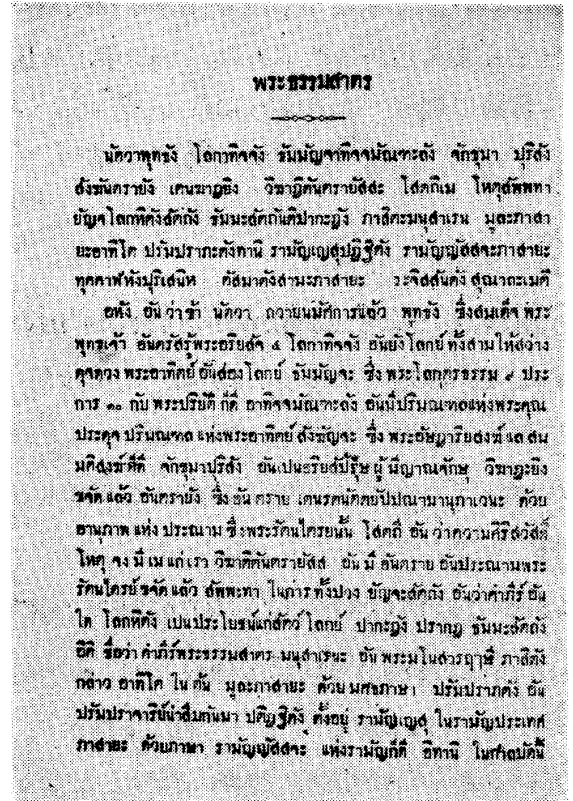
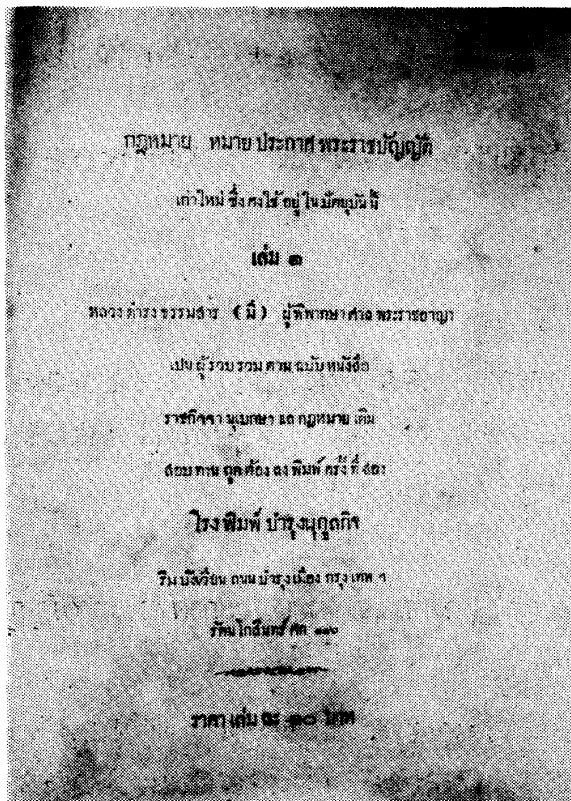


写真3 ルアング・ダムロン本の表紙と本文

年(1897)発行のものを示した。(写真3)

(3) ラーブリ親王本

กรมหมื่น ราชบุรีดิเรกฤทธิ์ เสนาบดี กระทรวงยุติธรรม, กฎหมาย กรุงเทพฯ 2 Vols.

Vol. 1: 4+796 p. Vol. 2: 444+152 p. 上記2書との内容上の相違は、「三印法典」の全文に加えて、小暦1163年酉年(1801)の日付をもつ未公刊の *Kotmai Lilit lae Kromasaksamret* กฎหมายลิลิตแลกรมศักดิ์สำเร็จ が収録されていることである。

本書の特徴は、(i) ラーブリ親王のすぐれた脚注が随所に挿入され、テキストの理解を助けていること、(ii) 当時すでに廃止されていた条文が削除され、廃止の年月日が明示されていること、(iii) 第2巻の末尾に、項目別の索引がもうけられ、検索の便がはかられていること、などがあげられよう。(写真4)

(4) P.K.P.S. 本

ブラドレー本の内容に、ラーブリ親王本所載の *Kotmai Lilit lae Kromasaksamret* を加えたもので、「年次法律集成 (Prachum Kotmai Pracham Sok)」の第1, 2巻および第3巻の1部を占めている。

(5) タマサート大学本または Lingat 校定本

มหาวิทยาลัยวิชาธรรมศาสตร์และการเมือง, ประมวลกฎหมาย รัชกาลที่ 1 จุลศักราช 1166 พิมพ์ตามฉบับหลวง ดรา 3 ดวง, พระนคร, 1938. 3 Vols.

Vol. 1: 10+446 p. Vol. 2: 503 p. Vol. 3: 10+467 p. 正本を欠く *Laksana Thai Kromasak* が副本によった外は、すべて正本に従い、テキストを、古綴字のまま忠実に復元している。複数の写本が存在する場合には、いちいち、その異同を脚注において示している。(写真5)

(6) クルサパー本

องค์การคำครุสภา, กฎหมายตราสามดวง พระนคร, 1962. 5 Vols.

Vol. 1: 11+329 p. Vol. 2: 11+345 p. Vol. 3: 11+305 p. Vol. 4: 11+2+356 p. Vol. 5: 11+10+373 p. (5) の普及廉価版。「タイ語文叢書」のひとつとして出版されたもの。(5) の特徴であった脚注を欠く。

(7) Burnay 校定本 *Laksana Moradok*:

J. Burnay, "Texte de la loi Lakṣaṇa Moradok d'après le manuscrit Vajiraṇaṇa." として *Journal of Siam Society*, XXII, Pt. 2 (1928), pp. 117-151 に掲載。

(8) Burnay-Lingat 校定本 *Laksana Betset*:

単行本として、1930年バンコクで出版。Jean Burnay et Robert Lingat, *Lois Siamois*,

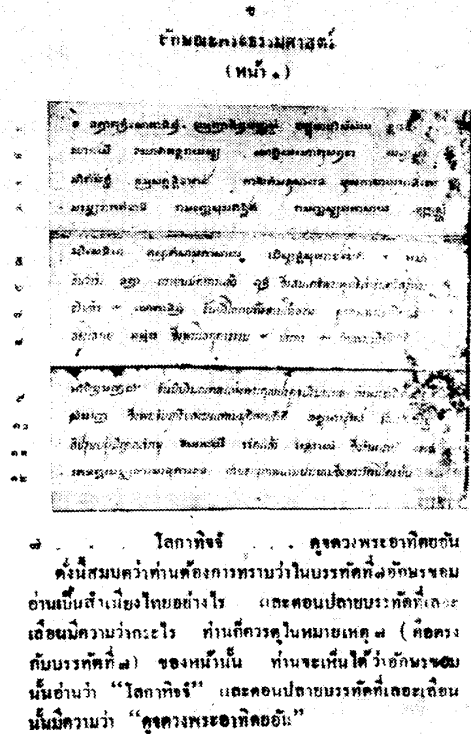
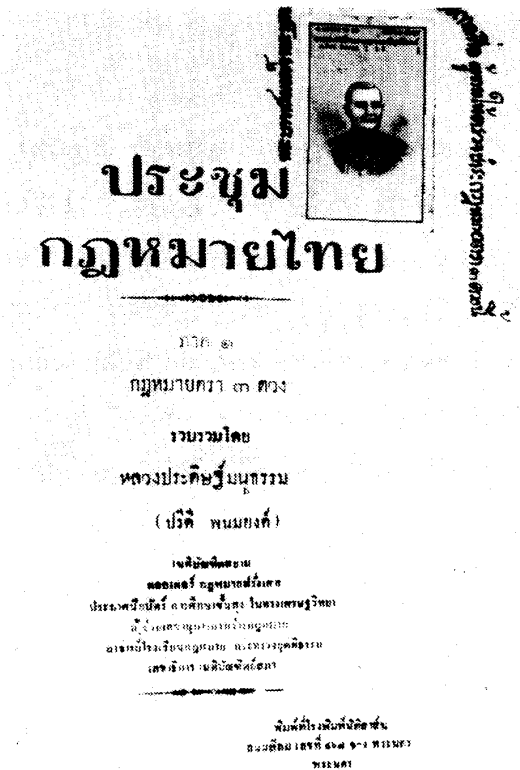


写真6 影印本の表紙と本文

Code de 1805 A.D. XIV: Lois diverses, texte. Imprimerie de l'Assomption; Bangkok, 1930. v + vi + 30 p.

(9) Luang Pradit 影印本

หลวงประดิษฐมนูธรรม, ประชุมกฎหมายไทย ภาค 1. พระนคร, 1930. 10 + 243 p. 収録編名はつぎのとおり。

- (i) Laksana Phrathammasat
- (ii) Laksana Inthaphat
- (iii) Laksana Kuni
- (iv) Laksana Phua Mia
- (v) Laksana Phua Mia 関係法令
- (vi) Laksana Moradok
- (vii) Laksana Betset
- (viii) Kot Monthianban

(10) アカデミー版 Laksana Aya Luang, Aya Rat

กฎหมายรัชกาลที่ 1 ฉบับตรา 3 ดวง ลักษณะอาชญาหลวงและลักษณะอาชญาราษฎร์ กรุงเทพฯ, 1931. 3 + 67 p.

お わ り に

1928年頃から1930年代にかけて、「三印法典」にかんする、あるいは「三印法典」を利用した研究は、ほとんどフランスの碩学2人に独占されてしまっていたといっても過言ではない。その後この状況は、年代の研究など、ごく一部の研究をのぞいては、今日もあまり変化していないように思われる。しかしながらタイ史研究にとって「三印法典」は、放置しておくにはあまりにも貴重な史料である。最近になって、米国の David Wyatt, タイの Kachon Sukhaphanit, Akhin Rabibhadana らの努力で、本「法典」が再び史家の注目をあつめつつあることは、まことに喜ばしい。本稿がわが国における「三印法典」研究を推進する上に、少しでも寄与するところがあれば、望外の喜びである。

参 考 文 献

1. タイ語

ดำรงราชานุภาพ, มเด็จพระนโรดมพระยา

“ตำนานกฎหมายไทย” ชุมนุพระนิพนธ์ พระนคร พ.ศ. 2494 (1951). 321-357

(ダムロン親王「タイ法典考」『御著作集』)

ธนิศ อัยไพธ

“เมื่อนักศึกษาวรรณคดีอ่านหนังสือกฎหมายเก่า” ศิลปากร ปีที่ 5, เล่ม 6. 36-42

(タニット・ユーポー「文学研究者より見た古法典」『芸術局紀要』Vol. 5, No. 6)

ธนิศ อัยไพธ

“บันทึกเกณฑ์สอบศักราช” วารสารศิลปากร ปีที่ 5, เล่ม 3. 52-60.

(タニット・ユーポー「年代考証」『芸術局雑誌』Vol. 5, No. 3)

นิติศาสตร์ไพศาลย์, พระยา

ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (คำสอนปริญญานิติ พ.ศ. 2501-02, มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์).

Bangkok, 1959.

(プレーヤー・ニティサートパイサーン『タイ国法制史』)

พิพัฒน์ สุขทิศ

“การนับปีแห่งพุทธศักราช” ศิลปากร ปีที่ 7, เล่ม 1. 48-58. Abbrev. Phiphat (1)

(ピバット・スックティット「仏暦考」『芸術局紀要』Vol. 7, No. 1)

พิพัฒน์ สุขทิศ

“ศักราชจุฬามณี” ศิลปากร ปีที่ 6, เล่ม 5. 47-57. Abbrev. Phiphat (2)

(ピハット・スックティット「チュラマニー暦」『芸術局紀要』Vol. 6, No. 5)

แสงกาต์

ประวัติศาสตร์กฎหมายไทย (กฎหมายเอกชน) ข้อความเบื้องต้น (คำสอนชั้นปริญญาโท, พ. ศ. 2478, มหาวิทยาลัยธรรมศาสตร์และการเมือง) Bangkok, 1935. Abbrev. Lingat (2)

(R. Lingat 『タイ国法制史 (私法) 序論』)

เสนีย์ ปราโมช, ม.ร.ว.

กฎหมายสมัยอยุธยา. Bangkok, 1967.

(セーニー・プラーモート『アユタヤ法』)

2. 欧語

Burnay, Jean.

“Inventaire des manuscrits juridiques siamois,” *Journal of Siam Society*; XXIII, pp. 135-203; XXIV, pp. 29-79; XXIV, Pt. 2, pp. 93-197; XXV, pp. 127-152. Abbrev. Burnay (1)

“Texte de la loi Lakṣaṇa Moradak d’après le manuscrit Vajirañña, C.S. 1167,” *Journal of Siam Society*, XXII, Pt. 2, pp. 117-151.

Burnay, J. et Lingat, R.

Lois Siamoises, Code de 1805 A. D. XIV: Lois diverses, texte. Bangkok, 1930. v + vi + 30 p.

Dhani Nivat, Prince.

“The reconstruction of Rama I of the Chakri Dynasty,” *Journal of Siam Society*, LXIII, Pt. 1, pp. 21-47.

Lingat, Robert.

“Note sur la revision des lois siamoises en 1805,” *Selected Articles from the Siam Society Journal*, Vol. 1, 1904/29. Bangkok, 1954. pp. 282-290. Abbrev. Lingat (1)

De la Loubère.

Du Royaume de Siam. Paris, 1691.

Akin Rabibhadana.

The organization of Thai society, and the process of change in the early Bangkok period, 1782-1873. (unpublished master thesis) Ithaca, 1968.

Wales, H. G. Quaritch.

Ancient Siamese government and administration. New York, 1965. vii + 263 p.

付 表 「三印法典」に含まれた法令・布告集の呼称対照表

ブ ラ ド レ ー 本	Lingat 校 定 本
Phra Thammasat	Phra Thammasat
Inthaphat	Lak Inthaphat
Phra Thammanun	Phra Thammanun
Laksana Wiwat	Phra Ayakan Laksana Wiwat Tidakan
Laksana Rapfong	Phra Ayakan Laksana Rapfong
Kromasak	Phra Ayakan Phromasak
Sakdina Phonlarūan	Phra Ayakan Tamnaeng Na Phonlaruan
Sakdina Thahan Hua Mūang	Phra Ayakan Tamnaeng Na Thahan Hua Mūang
Laksana Kuni	Phra Ayakan Laksana Kuni
Laksana Phua Mia	Phra Ayakan Laksana Phua Mia
Laksana Chon	Phra Ayakan Laksana Chon
Laksana Lakpha (Munlakhadi Wiwat)	Phra Ayakan Laksana Lakpha Luk Mia Phu Khon Than (Phra Ayakan Banphanaek)
Laksana That	Phra Ayakan That
Laksana Betset	Phra Ayakan Betset
Laksana Phayan	Phra Ayakan Laksana Phayan
Laksana Moradok	Phra Ayakan Laksana Moradok
Tralakan	Phra Ayakan Laksana Tralakan
Utthon	Phra Ayakan Laksana Utthon
Kot Samsip-hok Kho	Kot Samsip-hok Kho
Phraratcha Ban-yat	Phraratcha Ban-yat
Laksana Phisut Damnam Luiphloeng	Phisut Damnam Phisut Luiphloeng
Kot Monthianban	Kot Monthianban
Kotmai Phrasong	Kot Phrasong
Laksana Aya Luang (Laksana Aya Rat)	Phra Ayakan Aya Luang (Aya Rat)
Laksana Khabotsuk	Phra Ayakan Krabotsuk
Phraratcha Kamnot Kao	Phraratcha Kamnot Kao
Phraratcha Kamnot Mai	Phraratcha Kamnot Mai